

労働保険 保険料等申告書の写し交付願いをご依頼されるみなさまへ

埼玉労働局労働保険徴収課では事業主からの依頼により、「労働保険 保険料等申告書」の写しを交付しています。

原則として郵送により受付・交付いたします。

「送付いただくもの」

- ① 必要事項記載済みの「労働保険 保険料等申告書の写し交付願」
- ② 返信用封筒
(返信先を記入した返信用封筒【切手貼付】を同封してください。)
- ③ 返信先が当該事業場以外（代理人申請）の場合
(必ず返信先を記入した返信用封筒【切手貼付】を同封してください。)
 - ア 事業主からの委任状
(事業主の代表印の押印がある原本。写しは不可。)
 - イ 代理人の身分証明書（免許証等顔写真付きのもの。）の写し
(マイナンバーカードの場合、裏面個人番号部分は不要)

「留意事項」

- ① 「11」から始まる労働保険番号が対象です。
- ② 当課ではご提出いただいた「写しの交付願」に記載した対象期間の保険料等申告書の写しを交付しますので、必要事項をすべて記入してからご提出ください。
- ③ 対象期間が3年度以上前の場合、写しの交付が出来ない場合があります。

なお、至急必要とされる場合に限り、来局による依頼を受付いたしますが、その場合でも即日お渡しすることが出来ない場合もございます。必ず事前に当課までご連絡をお願いいたします。

「来局される場合に持参していただくもの」

- ① 社員証、または健康保険証（事業所の方であることが確認できるもの。）
- ② 運転免許証、マイナンバーカード等（本人確認書類。顔写真付きのもの。）
- ③ 来局される方が事業主以外で①の書類で当該事業場の所属が確認できない場合または当該事業場所属以外の方の場合は、事業主からの委任状。（代表印が押印された原本。写しは不可。）

【提出先・問い合わせ先・受付時間】

〒330-6016

さいたま市中央区新都心11-2ランド・アクシス・タワー15階

埼玉労働局 総務部 労働保険徴収課 適用第一係または適用第二係

TEL：048-600-6203

受付時間 平日（12月29日～1月3日を除く）

8：30～12：00、13：00～17：15